



# 区の補助制度

ごみ出しを補助するための制度があります

## 粗大ごみの手数料減免・運び出し

以下に該当する場合には、粗大ごみ処理手数料の減額・免除が受けられます。[電話で粗大ごみ受付センターに申込みをし、減免の申告をしてください。](#)

申告後、粗大ごみ受付センターより手数料減免申請書が郵送されます。申請書に必要事項を記入のうえ、減免事由の証明書類を添付し、清掃リサイクル推進課へ郵送またはご持参ください。

書類受付後、「有料粗大ごみ処理券」をお渡しします。

**※インターネット申込みでは減免手続きができません。必ず電話でお申込みください。（電話：6420-3353）**

### 粗大ごみ処理手数料の減免事由・減免割合

減免事由	減免割合	必要書類
暴風・豪雨・地震等の天災その他大規模な災害を受けた方	免除	区及び消防署が発行する「罹(り)災証明書」
生活保護法第 11 条に掲げる保護を受けている方	免除	保護証明書の原本 ※原則として申込み日以降に発行されたものが必要
児童扶養手当の支給を受けている方	免除	児童扶養手当証書の写し(表面のすべて) ※ただし、更新手続き中の方は児童扶養手当受給者証明書の原本
特別児童扶養手当の支給を受けている方	免除	特別児童扶養手当証書の写し(表面と住所の記載部分) ※ただし、更新手続き中の方は特別児童扶養手当受給者証明書の原本
老齢福祉年金の支給を受けている方	免除	老齢福祉年金証書の写し
火災等の被害を受けた方	9割減額	消防署が発行する「り災証明書」
中国残留邦人等支援給付を受けている方	免除	支援給付受給証明書の原本 ※原則として申込み日以降に発行されたものが必要



### 粗大ごみの運び出し

【作業係】  
電話：3892-4671

65歳以上の高齢者又は身体障がい者のみの世帯の方で、自ら粗大ごみの運び出しが難しく、区内に親族がいない等、他の者の協力も得られない場合には、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください。  
※対象とならない場合もありますのでご注意ください。

## 生ごみ処理機等購入費助成制度

区では、生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等購入費の一部助成しています。

購入対象要件をご確認のうえ、**必ず購入前に**、清掃リサイクル推進課の窓口へ交付申請書と必要な書類を提出してください。

※ディスクパーザー式（生ごみを粉碎し直接下水道に流すタイプ）の機器は助成の対象となりません  
詳しい申請方法や書類等はお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください



【管理計画係】  
電話：5692-6690



ホームページは左記の  
二次元バーコードを  
ご確認ください